

潜埋・虚葬小考

——所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」を手掛かりとして——

小 野 響

目次

はじめに

一、葬送における遺体の所在

二、葬礼と孝心

三、潜埋と虚葬

むすびにかえて

はじめに

本稿の副題に掲げた「漢故上党国王太夫人薦功碑」とは、二〇〇二年に中国河北省邢台市の開元寺から出土した碑である。同碑は出土時点で既に蓮座に改造されていたため、遺憾ながらその全貌は不明であるが、蓮座の底面が碑陽に相当し、直径が約七五センチ、一七行の碑文が確認される。そして蓮座の上面が碑陰に相当し、直径が約九三センチ（中央部の刳り貫かれた直径約

二一センチの円形部を含む）、碑文は二七行が残っている。碑文の損耗は甚だしく、題額も残っていないものの、かろうじて解読できる碑陽の文面に女性を顕彰する内容があり、また西晋末期の歴史事象が記されてもいる。加えて碑陰に列挙された人名（約六〇名）に、石勒十八騎等の石勒に縁の深い人物が散見される。以上の諸点から、同碑は五胡十六国時代以後趙を建国した石勒の母の王氏を顕彰した碑文であるとされている。¹⁾

本稿がこの「漢故上党国王太夫人薦功碑」に所謂と冠しているのは、該碑文の命名に異議を差しはさむ研究もあるからである。例えば余国江氏は、現存する碑文の題額に「薦功碑」という言い方が見えない事を理由として、かかる命名に疑義を呈している。²⁾ それを受けて、この碑文を「晋政残碑」と呼ぶ場合もある。本稿は、かかる碑の呼称について検討するものではないので、ひとまず『所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑』と呼んでおく。

さて、この所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」は、碑陰に大量の人名がある事から、墓誌ではなく顕彰碑に類する碑であったと推

測される。⁽⁴⁾余国江氏は王氏が葬られる際に、石勒が母のためにこの碑を作り、その恩徳を顕彰したのだと指摘している。⁽⁵⁾では、王氏が何如に葬られたのかを、『晋書』卷一〇四、石勒載記上より徴すると、

勒母王氏死、潜窆山谷、莫詳其所。既而備九命之禮、虚葬于襄國城南。

勒の母の王氏、死し、潜かに山谷に窆^{ほうむ}り、其の所を詳かにする莫し。既にして九命の禮を備え、襄國の城南に虚葬す。

とある(波線は引用者)。ここに見える虚葬とは、遺体を埋葬する場所と葬礼を挙げる場所とが異なっている事を意味し、遺体を密かに埋葬する事は潜埋と呼ばれる。⁽⁶⁾魏晋南北朝時代に特に実行されるこの葬礼方法は、既に盗掘を恐れての行為と指摘されている⁽⁷⁾。かかる理解にはなお検討の余地があるように思われる(詳細は後述)。

そこで本稿では、潜埋と虚葬とについて私見を述べていきたい。この行為の背景に何があったのかを検討する事は、当時における葬礼への考え方の一端を明らかにする事につながるだろう。まずは、虚葬が果たして盗掘への対策たり得るのかについて、章を改めて検討したい。

一、葬送における遺体の所在

前述した如く、虚葬は盗掘を避けるための行為と言われる。そして、この行為の淵源として非漢族の埋葬習俗からの影響が夙に指摘されている。⁽⁸⁾例えば鮮卑の風習として『宋書』卷九五、索虜伝には、

死則潜埋、無墳壟處所、至於葬送、皆虚設棺槨、立冢槨、生時車馬器用皆燒之以送亡者。

死すれば則ち潜埋し、墳壟する處所無く、葬送に至り、皆な虚に棺槨を設け、冢槨を立て、生時の車馬器用皆な之を燒き以て亡者を送る。

とあって、埋葬を済ませ、そこには目印を置かず、葬送は遺体がない状態で実行されていた事が知られる。しかし、これは比較的新しい風習のようであり、『三国志』卷三〇、烏丸伝裴松之注所引『魏書』には、烏丸の風習として、

貴兵死、斂屍有棺、始死則哭、葬則歌舞相送。

兵の死するを貴び、屍を斂むに棺有り、始めて死すれば則ち哭し、葬すれば則ち歌舞もて相い送る。

と遺体のある形式での葬送が記されている。鮮卑と烏丸とは言語

習俗を同じくする事が『三国志』同卷、鮮卑伝裴松之注所引『魏書』より知られるから（「其言語習俗與烏丸同。」）、三段論法めくが、少なくとも後漢から三国にかけての鮮卑の葬送にも、遺体があったと見るべきだろう。また、匈奴においても、『史記』卷一一〇、匈奴列伝に、

其送死、有棺槨金銀衣裘、而無封樹喪服。

其の死を送るに、棺槨金銀衣裘有るも、而れども封樹喪服無し。

とあるから、やはり彼らの葬送においても遺体はあったと思しい。なお、封樹つまり埋葬箇所を視覚的に示す盛土（「封」）や樹木（「樹」）が存在しないため、烏丸や鮮卑と同じく墓の目印はなかったようである。

以上に見てきた如く、遺体のない葬送は、必ずしも伝統的な非漢族の風習であったとは言い難い。それに加えて、漢族であっても、かかる葬礼方法を実行する場合がある。その事例として東晋の有力者たる桓温を取り上げよう。『晋書』卷九八、桓温伝は桓温の死について、

皇太后與帝臨於朝堂三日、詔賜九命袞冕之服、又朝服一具、衣一襲、東園祕器、錢二百萬、布二千匹、臘五百斤、以供喪事。

及葬、一依太宰安平獻王・漢大將軍霍光故事、賜九旒鸞輅、黃

屋左纛、輜輶車、挽歌二部、羽葆鼓吹、武賁班劍百人、優冊即前南郡公增七千五百戶、進地方三百里、賜錢五千萬、絹二萬匹、布十萬匹、追贈丞相。

皇太后、帝と朝堂に臨むこと三日、詔して九命袞冕の服を賜い、又た朝服一具、衣一襲、東園の祕器、錢二百萬、布二千匹、臘五百斤あり、以て喪事に供す。葬するに及び、一に太宰安平獻王・漢大將軍霍光の故事に依り、九旒鸞輅、黃屋左纛、輜輶車、挽歌二部、羽葆鼓吹、武賁班劍百人を賜い、優冊もて即ち前の南郡公に七千五百戸を増し、地方三百里を進め、錢五千萬、絹二萬匹、布十萬匹を賜い、丞相を追贈す。

と記し、生前の桓温の地位を反映して盛大な葬礼や下賜品が齎された事が知られる。その一方、桓温の墓については、『太平御覽』卷五五六、葬送四所引謝綽『宋拾遺』に、

桓温葬姑熟之青山、平墳、不爲封域。於墓傍開榭立碑、故謬其處、令後代不知所存。

桓温、姑熟の青山に葬られ、墳を平かにし、封域を爲らず。墓傍に榭を開き碑を立て、故に其の處を謬ち、後代をして所在を知らしめず。

とあって、その墓所を意図的に分からなくさせている事が見える。しかし、既に見た『晋書』桓温伝の如き大々的な葬礼を行った上で、

その墓所を秘匿する事は不可能と思しい。この二つの史料を総合的に解釈するのであれば、桓温の葬礼の場と埋葬の場は切り離されてきたと捉えるべきであろう。従って、桓温もまた潜埋・虚葬を実行したと言つて良い。そうであれば、やはり潜埋・虚葬の由来を単に非漢族の風習に求めるのは難しい。⁹⁾

この点、この虚葬の風習が民族的な問題ではなく、一種の社会現象だと指摘したのは曹永年氏であるが、曹氏が石勒ら羯族は火葬を行つていたと解釈する点には賛同し得ない。事実、羯族は「焼葬」という風習を持っていたが、これは既に町田隆吉氏が明らかにしたように、火葬ではなく、故人の生前に使用した物品を焼くという風習だからである。¹⁰⁾とはいえ、虚葬が一種の社会現象とする見解は、特定の民族からの影響を虚葬に想定できない以上、極めて有力な解釈である事は疑いない。

以上に見てきた如く、葬送において遺体がないという事は、民族的な風習と言うよりも、当時の社会現象と言うべきものであった。では、その目的は何処にあったのだろうか。既に先行研究が明らかにしているように、後漢末期の曹操以来、後漢時代の厚葬は否定され、薄葬が主張されるようになった。¹¹⁾厚葬は孝の表明でもあり、葬礼の主催者の名声を高める効果もあったが、大量の副葬品は盗掘を誘発した。例えば曹魏文帝の発言にも見える通り、盗掘への対策というのが、薄葬への転換の背景の一つにあった。¹²⁾

埋葬場所を秘匿する事が、盗掘の防止に役立つ事は言うまでもない。しかし、遺体不在で挙行される虚葬は、遺体の安全を守る事

はできても、副葬品への盗掘は避けられない。なんとすれば、虚葬は、一遺体こそないとはいえ一儀式として挙行される葬礼であり、副葬品もまた存在したように思われる(虚葬に文物が伴っていた事は次章に見る)。しかも時には所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」の如き碑も顕示されたのであれば、埋葬の所在は秘匿し得ないからである。

従って、潜埋はともかく、虚葬は必ずしも盗掘防止のためとは言い難い面がある。では、何故、敢えて虚葬が行われたのだろうか。次は、この点について盗掘以外の視点から検討しなくてはならない。章を改めよう。

二、葬礼と孝心

既に述べた如く、魏晋以降は薄葬が志向されたが、葬礼が孝心の最大の発露の場である事もまた疑いない。魏晋時代は老荘思想に基づく脱儒学的風潮の存在が指摘されるが、神矢法子氏が夙に明らかにしたように、礼を通した儒学的価値観に基づく倫理観の表明は、当時においても、なお根強いものがあつた。¹³⁾従って、厚葬から薄葬への転換は、周囲の人に孝心の発露の減少と受け取られてはならない。要するに、盗掘を防ぐという意識も持ちながら、孝心表明の手段はなお準備されなくてはならないのである。

そもそも過礼現象に由来する石刻の増加は後漢より見られる。¹⁴⁾

過度な葬礼が孝心を表明する手段たり得るのであれば、所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」を持ち、また「九命之禮」という高い格式を備えて葬られた王氏は、十分手厚い葬礼を挙げられたと見て良いであろう。ここで注目するべきは、石勒もまた虚葬を行われているが、『晋書』卷一〇五、石勒載記下に、

夜壑山谷、莫知其所、備文物虚葬、號高平陵。

夜に山谷に瘞め、其の所を知る莫し、文物を備えて虚葬し、高平陵と號す。

とあるに拠れば、虚葬に「文物」が伴った事が知られる点である。石勒とその母が同じ形式で葬られたと想定すれば、王氏もまた「文物」を備えて虚葬されたと言い得よう。従って、虚葬とは、約言すれば、遺体は不在でありながら、「文物」―おそらく副葬品やそれに類する葬礼における諸物品―を伴って、葬礼を行う事であると
言える。

筆者は、かかる虚葬の在り方に、その実行の背景を読み解く手掛かりがあると考えている。つまり、自らの孝心をアピールするために遺体がなくとも敢えて虚葬を―しかも文物を備え、格式を整備して―実行したのが虚葬であったのではないだろうかという事である。石勒を例に採れば、斯く盛大な葬礼を周囲に見せつける事によって、非漢族である彼とて、母を想う気持ちは強く持っているのだというアピールになる。

吉川忠夫氏は、六朝時代において『孝経』が広く愛読され、時には墓中に随葬される事もあるほど重要視された事を指摘する。¹⁹⁾六朝時代における孝を説く『孝経』のかかる重要視は、石勒を含めた当時を生きる人が孝心を有する事をアピールするにおいて、少なからぬ効果が期待される背景となり得るだろう。

そもそも単に盗掘を恐れるならば副葬品とて質素にした薄葬こそが望まれるはずである。しかしながら、例えば王氏の虚葬は、遺体がないとはいえ、薄葬と呼ぶ事はできない。「九命之禮」という語や、所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」の存在が、その葬礼の厚さを物語っている。これが石勒の孝心をアピールする事に繋がるのである。

では、何故、石勒は孝心を主張しなくてはならなかったのだろうか。そもそも孝とは、『孝経』開宗明義章が、

夫孝徳之本也。

夫れ孝は徳の本なり。

と語るのが筆頭に、儒学における重要な徳目である。²⁰⁾孝が徳の根本として理解されるのであれば、孝を身に着ける事によって、自らが有徳の人物である事を示し得る。周知の如く、五胡十六国時代において、非漢族達はその出自故に中国の支配者としての資格を有さないという見解が存在した。²¹⁾かかる環境の中で、石勒ら五胡の諸君主は、自らの王権を確立させてきた。斯様な歴史的文脈

の中で、五胡側から打ち出された考え方に、『晋書』卷一〇一、劉元海載記に見える匈奴の劉淵（字は元海）が述べた、

夫帝王豈有常哉。大禹出於西戎、文王生於東夷。顧惟德所授耳。

夫れ帝王、豈に常有らんや。大禹は西戎に出で、文王は東夷に生まる。顧に惟だ徳の授くる所なるのみ。

というものがある。つまり、層各の劉淵は、出自ではなく個人の徳の有無を帝王たるの要件とするのである。斯く徳が非漢族にとって支配の要になり得るのであれば、彼らが孝心を持っている事をアピールする政治的理由は少なからずあったと見て良いだろう。

筆者は嘗て「英雄的カリスマ」という概念を用いて、石勒の王権成立過程を跡付けた²⁰⁾。これは石勒個人の持つ軍事的政治的な有能さに裏付けられたカリスマの意であるが、かかるカリスマの存在は他の人心収攬手段の排除を意味するものではない。石勒の所謂「漢故上党国王太夫人薦功碑」の作成は、孝という点から行われた、自己の漢族へのアピールであったと見做し得よう²¹⁾。

では、全ての虚葬は、右の如くに解する事ができるのであろうか。次章では、王氏以外の虚葬の事例について史料に即しつつ分析を加え、併せて潜埋についても検討したい。

三、潜埋と虚葬

既に見た如く、石勒の死には虚葬が行われた。同じく五胡十六国時代の君主としては、南燕の慕容徳も虚葬されている。それは、『太平御覽』卷二二六、南燕慕容徳所引『十六国春秋』南燕録に、

爲十餘棺、夜分出門、潜瘞山谷、莫知其屍所在、虚葬于東陽陵。十餘棺を爲り、夜に分けて門を出で、潜かに山谷に瘞め、其の屍の在る所を知る莫く、東陽陵に虚葬す。

とあるより知られる。既に見た石勒にせよ、慕容徳にせよ、皇帝として君臨していた人物であり、その死後に陵墓へ埋葬されないという事は、一少なくとも漢族士人にとって一考え難かつたはずである。従って、彼ら兩名の虚葬は、例え遺体がなくとも皇帝という地位が葬礼を必要としていたから行われたと見て良いであろう。それ故に、埋葬場所を秘匿しつつも（「潜瘞山谷」）、葬礼そのものは行われているのである（「虚葬于東陽陵」）。

遺体の所在が不明である事は、とりもなおさず死後の遺体の安全が一比較対的にはあれども一保障される事を意味する。既に見た王氏（「莫詳其所」）、石勒（「莫知其所」）、慕容徳（「莫知其尸所在」）、桓温（「令後代不知所在」）らの何れもが、遺体の所在地を不明とされている点からも、それは裏付けられる。記録において、その正確な場所は知り難いのである。従って、やはり遺体を盗

掘から守るのであれば、その重点は潜埋にあると言えるだろう。

ところで、後趙の君主であった石虎も石勒と同じく、その陵墓に遺体がなかった事が『太平御覧』卷五五六、葬送四所引『鄴中記』に、

石勒陵在襄國城西南三十里、名高陵。不築墻、不種樹。……虎陵在鄴西北角。既葬、鄴中便亂。……尋被掘凡此二陵皆僞葬。

石勒・虎自別于深山。

石勒の陵、襄國城の西南三十里に在り、高陵と名づく。墻を築かず、樹を種えず。……虎の陵、鄴の西北角に在り。既に葬り、鄴中、便ち亂る。……尋いで掘せらる凡そ此の二陵は皆な僞葬なり。石勒・虎、自ら深山に別す。

とあるより知られる。ここに「僞葬」とあるのは、本稿が述べる潜埋の事であろう。

石虎の遺体をめぐっては後日談がある。夢に石虎を見て悩まされた前燕の慕容儁が、石虎の遺体を探すのに苦勞する話が、『水経注』卷九、洹水注に、

昔慕容儁夢石虎齒其臂、寤而惡之、購求其尸、而莫之知。後宮嬖妾言、虎葬東明觀下、于是掘焉、下度三泉、得其棺、剖棺出尸、尸僵不腐、儁罵之曰「死胡安敢夢生天子也。」使御史中尉陽約數其罪而鞭之。此蓋虎始葬處也。

昔、慕容儁、石虎の其の臂を齒るを夢み、寤りて之を惡み、其の尸を購求するも、而れども之を知る莫し。後宮の嬖妾、言えらく、虎は東明觀の下に葬ると、是に于いて焉を掘し、下に三泉を度り、其の棺を得、棺を剖き尸を出だし、尸僵、腐らず、儁、之を罵しりて曰く「死胡、安にか敢えて生天子に夢せんや」と。御史中尉の陽約をして其の罪を數えて之を鞭うつ。此れ蓋し虎の始めて葬する處なり。

と見える。⁽²⁾これに拠ると、石虎の遺体を納めた棺は、おそらく地中深くから出てきたと思われる。右に見た如く、石虎は陵墓を有していたはずであるが、慕容儁が石虎の遺体が見つけれなかった点を踏まえれば、石虎の遺体は陵墓には存せず、隠されていたと見るべきであろう。また「此蓋虎始葬處也」とあるに拠れば、手順としては先に潜埋が行われ、その後、虚葬が行われたものである。要するに陵墓はあくまで葬礼の場として利用されたままで、石虎の遺体は不在であったのである。

石虎の盗掘防止という企みは失敗したとはいえ、遺体を隠すという行為が、墓暴きを妨げるのに効果があるのは明白だろう。事実、慕容儁は石虎の遺体を損壊するのに搜索の時間をかけている。ここから予想されるのは、潜埋が想定しているのは、盗掘就中死後の死体損壊の防止なのではないかという事である。金目当ての盗掘者は遺体よりも、財宝を狙うのは言うまでもない。しからば目立つ葬礼と遺体の埋葬場所とを切り離し、遺体を隠してしま

えば、右の慕容儁の如く特定の人物を意図的に狙わない限り、遺体の安全は確保されるという事になる。ここに潜埋の持つ意義があったと見るべきではなからうか。²⁶⁾

潜埋は盗掘―或いは報復目的の墓暴き―を予防する具体的な方策であり、虚葬は遺体なしで葬礼を実行する事である。従って、虚葬については葬礼を実行する事そのものに意味があったと見るべきであり、死後の安寧を守る事は潜埋にこそ求められた。つまり、一見すると不可分の如く見える潜埋と虚葬とであるが、その背景にあるのは全く異なる考えであった。(礼制から見るとそれが許されるかは兎も角)理論上、潜埋のみを行って虚葬を行わない事が可能なのに対し、その逆が考え難い事から見ると、敢えて主従を言うのであれば、潜埋が主で、虚葬が従であったと言えよう。

むすびにかえて

潜埋と虚葬とは、盗掘―及び遺体損壊―を予防する潜埋と、遺体不在に対応する葬礼である虚葬という関係にあった。時には非漢族の習慣として語られる事もあった潜埋・虚葬であるが、東晋の桓温も実行していた事が知られ、また匈奴・鮮卑・烏丸といった民族の旧来の風習と合致するものでもないため、これは六朝時代における社会現象と言うべき行為であった。

かかる社会現象の背景には、孝心のアピールや、皇帝という地

位が葬礼を必須としていた等、個別にその理由があつて、一つの理由に絞らねばならないという点は指摘できよう。これは、当時に於いて葬礼が持つ重要性―それは政治的パフォーマンスとしての重要性でもあり得る―を示しているだろう。儒学的な思想の中で葬礼が重要なのは論を俟たないが、それが必ずしも儒学を修めていない非漢族にも共有されている点は興味深い。これは、非漢族による漢族支配における、葬礼や孝心の利用という点で、改めて検討する価値があるようにも思われる。

盗掘や遺体の損壊は、時代を問わず現れる現象である。では何故、魏晋南北朝時代の人々が極端にそれを恐れ、潜埋という手法を用いたのか。また遺体不在の葬礼即ち虚葬というものが、果たしてどのように理解されてきたのか。この点は、彼らの死生観や葬礼文化とも関わる問題であり、本稿で検討し得なかつた大きな課題である。後考を期したい。

付記

本稿は日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費 J120101878)による研究成果の一部である。

注

(1) 碑文の写真や、録文、基礎的な分析については、冀金剛・趙福寿主編『邢台開元寺金石志』(国家図書館出版社、二〇一三年、一一―一九頁)を参照。「漢故上党国王太夫人薦功碑」という命名も同書に基づく。また石勒十八騎については、小野響「後趙における君臣関係」(同「後趙

- 史の研究」汲古書院、二〇二〇年）参照。
- (2) 余国江「邢台開元寺金石志」商榷二則」(『文物春秋』二〇一六年第三期)参照。
- (3) 張順兵「五胡十六国早期銘石書對魏楷的影響——以後趙故都邢台」晋政残碑」為例」(『中国書法』三三四、二〇一八年)参照。
- (4) 魏晉以來、後漢でしばしば見られた立碑を含む厚葬の風習は禁止された(楊泓「談中国漢唐之間葬俗的演变」(『文物』一九九九年第一期)、張学鋒編『中国墓葬史』上、齐鲁書社、二〇〇九年、一八五頁、李梅田「曹魏薄葬考」(『中原文物』二〇一〇年第四期)等参照)。石勒の母は漢帝国の後継を標榜する匈奴漢のもとで葬られたため、匈奴漢の漢帝国の踏襲は、かかる文化面にまで及んでいた可能性がある。この点については、本稿で取り上げる史料のみでは断言し得ないので、可能性の指摘に留める。
- (5) 前掲注(2)余国江「邢台開元寺金石志」商榷二則」(一四頁)参照。
- (6) 朴漢濟「魏晉南北朝時代墓葬習俗의 变化와 墓誌銘의 流行」(『東洋史学研究』一〇四、二〇〇八年)は、虚葬が副葬品等の埋葬を公開する事であり、潜埋が秘密裏に遺体を埋葬する事であるとする(四五〜四六頁)。虚葬と潜埋の区別としては本稿もこの整理に従う。両者の関係についての私見は本論にて後述する。
- (7) 楊寛(西嶋定生ら訳)『中国皇帝陵の起源と変遷』(学生社、一九八一年、六七〜六八頁)、曹永年「説「潜埋虚葬式」」(『文史』三一、一九八八年)等参照。
- (8) 前掲注(7)楊寛(西嶋定生ら訳)『中国皇帝陵の起源と変遷』(六七〜六八頁)参照。
- (9) 前掲注(6)朴漢濟「魏晉南北朝時代墓葬習俗의 变化와 墓誌銘의 流行」も同じ観点に立つ。しかし、朴氏はこの文化は遊牧の風習によって後押しされたものと見做す。それに対して筆者は、桓温の事例等も踏まれば、必ずしも潜埋・虚葬と遊牧文化の密接な関係を想定しなくても良いと考えている。
- (10) 「民族」という語は、近代に生まれた ethnicity という概念を思い起こさせるが、前近代を対象とする議論において、かかる概念が成立し難い事は言うまでもない。とはいえ、「匈奴や鮮卑といった大集団を指す適切な語は他に見当たらない」(川本芳昭「中華の崩壊と拡大」講談社、二〇二〇年、三八一頁、初版二〇〇五年)という指摘もある。本稿
- では、ひとまず民族と呼んでおくが、そこに近代的・現代的な意味合いが込められていない事は強調しておく。
- (11) 前掲注(7)曹永年「説「潜埋虚葬式」」(八二頁)参照。
- (12) 『晋書』卷一〇五、石勒載記下
又下書禁國人不聽報嫂及在喪婚娶、其燒葬令如本俗。
- (13) 町田隆吉「西晋時代の羯族とその社会——後趙政權成立についての予備的考察」(『史境』四、一九八二年)参照。
- (14) 前掲注(4)張学鋒編『中国墓葬史』上、齊東方「中国古代喪葬的晋制」(『考古学報』二〇一五年第三期)等参照。
- (15) 『三国志』卷二、文帝本紀、黄初三(222)年条
作終制曰「……自古及今、未有不亡之國、亦無不掘之墓也。喪亂以來、漢氏諸陵無不發掘、至乃燒取玉匣金縷、骸骨并盡、是焚如之刑、豈不重痛哉。禍由乎厚葬封樹。……」
- (16) 盜掘の予防とは、言わば薄葬の現実的な理由である。薄葬の精神的理由については、吉川忠夫「薄葬の思想」(同「六朝隋唐文史哲論集」一人・家・學術)法蔵館、二〇二〇年、初出一九九三年)、同「皇甫謐の「篤終論」」(前掲「六朝隋唐文史哲論集」一人・家・學術、初出一九九七年)等参照。
- (17) 神矢法子『母』のための喪服——中国古代社会に見る夫権——父権・妻——母の地位・子の義務』(近代文藝社、一九九四年)参照。
- (18) 後漢末期の過礼については、宮崎市定「漢末風俗」(『宮崎市定全集』七、岩波書店、一九九二年、初出一九四二年)を、過礼と石刻の関係については永田英正「漢代の石刻」(同「漢代史の研究」汲古書院、二〇一八年、初出一九九四年)を、それぞれ参照。
- (19) 吉川忠夫「六朝における『孝経』の需要」(同「六朝精神史研究」同朋舎、一九八四年、初出一九六七・一九七五年)参照。
- (20) 野間文史『孝経——唐・玄宗御注の本文訳附孔安国伝——』(明德出版社、二〇二〇年)は、「孝経」とは、「君子」が考によって天下を統治すべきことを「天子」に要請するために作成されたものであった」と指摘する(九九頁)。これは前掲注(19)吉川忠夫「六朝における『孝経』の需要」で指摘される「孝経」の重要性を踏まえれば、統治において考が重視された事を推知できよう。
- (21) 川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における華夷観の変遷」(同「魏晉南北朝時代の民族問題」汲古書院、一九九八年、初出一九八四年)参照。

(22) 前掲注(1)小野響『後趙史の研究』参照。特に英雄のカリスマの定義は、「序論」を参照。

(23) 葬礼の風習から見ても、孝心をアピールする事から見ても、その主たる対象は漢族就中漢族士人であったと考えるべきであろう。

(24) 『資治通鑑』卷一〇〇、晋紀、穆帝升平三(359)年二月条にも、これと同様の話が見えるが、ここでは発掘の様相がより具体的な『水経注』を引用した。

(25) 『資治通鑑』卷一六〇、梁紀、武帝太清元(547)年八月条に、

甲申、虚葬齊獻武王於漳水之西。潜鑿成安鼓山石窟佛寺之旁爲穴、納其柩而塞之、殺其群匠。及齊之亡也、一匠之子知之、發右取金而逃。

とあるに拠れば、高歓もまた虚葬され、遺体は潜埋されたようである。しかし、これについて『北齊書』卷二、神武帝紀下、武定五(547)年条には、

八月甲申、葬於鄴西北漳水之西、魏帝臨送於紫陌。

とあって、潜埋・虚葬の事は記されない。右の『資治通鑑』の記事について、胡三省は「史言潜葬之無益。」と注している。本稿の述べる如く、潜埋が遗体保全を目的とするのであれば、それは国家機密に相当するものとされ、公的記録に残らなかったと考える事もできる。そうであれば『北齊書』に記載がないのも宜える。一方、潜埋が無益である事を言わんとする説話が高歓を題材に創作され、『資治通鑑』に採録された可能性もある。そうであれば、高歓の虚葬については真偽定かならぬという事になる。紙幅の都合もあって本論では高歓について触れ得なかったが、この点については、北朝後期の社会風俗の検討も含めて、今後の課題としたい。

(二〇二一年七月十六日掲載決定)